

福井医療大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2022（令和4）年度大学評価の結果、福井医療大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2023（令和5）年4月1日から2030（令和12）年3月31日までとする。

II 総評

福井医療大学は、「実践的で意欲的な医療技術者の養成」を建学の精神とし、「保健医療に関する高度の知識と技術を教授し、実践的な技術を身につけた専門職を育成し、あわせて地域に不可欠な大学として、地域住民の健康づくりのために支援できる人材」を輩出することを目的として定めている。当該大学は、前身となる看護学院が病院に併設して設立されたことを踏まえ、2017（平成29）年度の開学当初より、医療・介護・福祉・保健・保育・教育の機能を総合的に備えた医療福祉系グループの一機関として教育研究活動を展開している。このような環境を最大限に生かして実践的な教育を行っており、地域包括ケアを含めたチーム医療を有機的に学べる環境を創出していることは、特色といえる。

具体的な教育方法として、学生の臨地実習では、グループ内の病院や包括支援センター等の施設を活用しているのみならず、リハビリテーション学科と看護学科の学生の連携を意識した教育を進めており、今後の成果が期待される。教育課程については、リハビリテーション学科及び看護学科において、それぞれの教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を体系的に編成している。また、社会連携・社会貢献については、その活動を推進するため「地域保健教育推進委員会」を設置し、地域住民の健康問題の解決、健康生活の向上、保健医療従事者の資質の向上に資する支援事業に取り組んでいる。これらの活動は、大学の理念・目的に基づいたものであり、今後の更なる推進を期待したい。

内部質保証については、その推進組織として「自己点検・評価委員会」を設置している。しかしながら、内部質保証の基本となるPDCAサイクルのPlan（計画）の内容や各部署からの報告に対する「自己点検・評価委員会」の検討内容、改善・向上の取り組みの記録が第三者による検証が可能な形で残されておらず、内部質保証システムが機能しているとはいえない。全学的な内部質保証の推進にあたっては、「自己点検・評価委員会」を中心とした体制の見直しと各学内組織（部署）におけるPDCAサイク

ルの記録体制の改善が求められる。また、教育の質を保證するうえで学内のデータの収集・分析は重要であるため、早期に体制構築も含めてIRに取り組むことが望まれる。

このほかにも、改善すべき課題がいくつか見受けられる。まずは、財務に関して、2017（平成29）年度の大学開学に際して専任教員の確保など、体制整備を行ったことにより、現状においては、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財政基盤が確立されていないため、今後も安定して学生を受け入れることで、この課題を改善することが必要である。次に、保健医療学研究科修士課程では、教育課程の編成・実施方針に、教育課程の実施に関する基本的な考え方が示されていない。さらに、学生の受け入れについては、学部において収容定員に対する在籍学生比率及び過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が低い学科がみられる。教員・教員組織についても、その質の充実を図ることを目的として「FD会議」を設置し、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施しているが、保健医療学研究科における固有のFDを実施していないため改善が求められる。

今回、初めての大学評価（認証評価）を受けて、内部質保証の仕組みを整理したうえで教育の質の保証に取り組み、着実に改善につなげることが望まれる。また、内部質保証の取り組みを実質化することを通じて、大学の特色を発展させることを期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神である「実践的で意欲的な医療技術者の養成」を踏まえて、大学の理念・目的を「保健医療に関する高度の知識と技術を教授し、実践的な技術を身につけた専門職を育成し、あわせて地域に不可欠な大学として、地域住民の健康づくりのために支援できる人材」を輩出することと設定しており、適切である。また、そのもとで学部の教育目標として、「医療の対象である人間を全人間的に把握し、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学、看護学の医療科学の方法論を理解し、医療技術の実践ができ、生涯にわたって研鑽する姿勢をもって、専門領域の学問を構築し、医療チームと協働して人間の健康に寄与できる医療職を育成」することを掲げ、各学科の教育目標も定めている。

大学院の目的は、「保健医療に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」と設定し、そのもとで研究科の教育目標を掲げており、適切である。

- ② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の理念・目的、大学院の目的、学部・研究科の教育目標は学則に明示しており、適切である。これらは、ホームページ、パンフレット、学生便覧に掲載することで公表、周知しており、媒体や表現の工夫等、情報の得やすさや理解しやすさにも配慮している。また、入学式当日に行う「新入生・保護者オリエンテーション」においても、大学の理念・目的等について説明しており、学生や保護者に加えて、大学の新入職員に対しても周知を図っている。

今後は、社会に対する公表をより一層促進するため、公開講座や講習会等においても理念・目的及び教育目標を周知するとしており、今後の取り組みが期待される。

- ③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

法人の中期計画として、2020（令和2）年度から2025（令和7）年度までの「第一期 中期計画」を策定し、「教育（質の保証）」「研究（ライフワーク）」「入学広報（学科単位での収容定員充足）」「経営戦略（財政基盤の安定）」「将来構想」の5分野にわたる目標を定めている。具体的には、「教育（質の保証）」を実践すべく、関連施設を積極的に活用し時代に即した専門教育を行うことや、アクティブラーニングを積極的に推進することを示している。なお、同計画に基づき、年度ごとの事業計画を策定し、中期計画を達成するための単年度のアクションプランを明らかにしている。2026（令和8）年度以降の長期計画については、「運営会議」等で検討中であり、着実に実行することが望まれる。

2 内部質保証

<概評>

- ① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

「福井医療大学内部質保証の基本方針」（以下「内部質保証の基本方針」という。）において、「部門別の自己点検・評価及び全学的な自己点検・評価」「事業の方針・計画、取組実施、点検・評価、改善・向上による内部質保証」「客観的なデータに基づく点検・評価活動」「第三者検証による質保証」「社会への公表」の5項目にわたる方針を示したうえで、これらを実現するための組織体制、各組織の責任及び権限を明示し、内部質保証の体制図とともにホームページにおいて公表している。

自己点検・評価に関しては、「自己点検・評価委員会」が主体となり、点検・評価の対象を「教育活動」「研究活動」「社会貢献」「大学運営」に関する事項及び「そ

の他自己点検・評価及び認証評価に関する重要事項」とすること、学部・研究科、委員会等の点検・評価結果を踏まえて全学的な点検・評価を行うこと、点検・評価結果を『自己点検・評価報告書』にとりまとめることを方針として示している。また、点検・評価の結果に基づき、「自己点検・評価委員会」の長である学長は各部門の長に対して指示を行い、各部門が方針・計画を策定することによって改善・向上に努めるとしている。そのほか、アンケート調査や大学の基礎的なデータ等の客観的な資料に基づき点検・評価を行うことや、定期的に第三者による検証を行うことなどを定めている。

内部質保証の方針や体制図は、「学科・専攻会議」で通知するとともに、FD・SD研修会において説明することで、教職員に周知を図っている。

ただし、内部質保証の体制図においては、自己点検・評価の結果は「自己点検・評価委員会」の長である学長を通じて「運営会議」に報告し、同会議から理事会に報告することを示している。これを踏まえて理事会は、「運営会議」に対して「改善・向上方針」を指示し、「運営会議」は学長に、学長は各部門に改善・向上策の指示を行うとしており、点検・評価結果を踏まえて学長が指示することを定めた「内部質保証の基本方針」との齟齬がみられるため、これらの整理が必要である。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証の推進に係る体制を「内部質保証の基本方針」及び「福井医療大学内部質保証体制図」に示し、全学組織の役割等を「福井医療大学自己点検・評価委員会規程」及び「学校法人新田塚学園運営会議規定」に定めている。

内部質保証の推進に責任を負う組織である「自己点検・評価委員会」は、「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、自ら点検及び評価を行い、併せて第三者による評価を実施する」という目的のもとで、4年に1回、自己点検・評価を行うことを規定している。同委員会は、学長を委員長とし、副学長、事務部長、学部長、学科長等の各部門の責任者のほか、必要に応じて学長が指名した教職員によって構成しており、「点検・評価項目および方法の設定ならびに変更」「自己点検及び自己評価の実施」「第三者評価実行委員会の設置と評価の実施」「自己点検・評価報告書の作成」「自己点検・評価結果の公表」を職務としている。

また、理事長の諮問機関として、理事長をはじめとする法人役員、学長、副学長等の大学教職員のほか、必要に応じて理事長が認めた法人職員や学外者から構成される「運営会議」を置いている。規程の改廃や学生募集、入学試験に関する基本的事項、教員の人事に関する事項等、大学運営に係る内容を審議事項としており、内部質保証に関しては、「自己点検・評価委員会」でとりまとめた全学的な点検・評価結果の報告を受けて審議することを役割としている。

I Rに関しては、委員会等の長が教育研究及び大学運営に関するデータの収集・管理・分析を行い、学長に情報提供を行うことを「内部質保証の基本方針」に定めている。

これらの委員会・会議のもとで、学部・研究科等が部門別の点検・評価を行い、「自己点検・評価委員会」が全学的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえて「運営会議」で協議、審議を行い、更に理事会に報告する体制となっている。改善・向上にあたっては、理事会からの「改善・向上方針」の指示が「運営会議」、学長を通じて示され、学部・研究科等で取り組む体制をとっている。

なお、内部質保証の体制や仕組みに関しては、現在見直しを進めている点も多い。具体的には、「学校法人新田塚学園組織規則」では「自己点検・評価委員会」は教授会の下部組織に位置づけているが、内部質保証の方針と体制図とは齟齬があるため、「自己点検・評価委員会」を「運営会議」の下部組織に変更することを計画している。自己点検・評価の周期に関しては、現状は4年に1回実施しているが、改善すべき点を早期に改めることができるよう、年度ごとに実施する予定としている。I Rについても、今後は、独立した組織として「I R室」を設置し、点検・評価活動や大学運営の意思決定に役立てることを「自己点検・評価委員会」で検討しているため、これらについて今後の取り組みが期待される。

以上のことから、内部質保証に関する体制は概ね適切に整備されているが、後述するように、実態としては「自己点検・評価委員会」をはじめとする内部質保証に関わる組織の役割が整理されていないため、改善が望まれる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

内部質保証システムを機能させ、大学の理念・目的の実現に向けた教育活動を行うため、3つの方針（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー））を定めている。今後、教育課程等の変更が必要な場合には、「教務会議」及び「入学広報会議」で3つの方針を見直したのちに、「自己点検・評価委員会」が理念・目的や教育目標との整合性を検証し、教授会、「運営会議」に諮り、決定するプロセスとしている。

内部質保証の推進に責任を負う「自己点検・評価委員会」は、開学後の2017（平成29）年度からの設置計画履行状況等調査の対応期間中は、「運営会議」及び教授会と兼ねて開催していたが、2020（令和2）年12月からは、認証評価及び一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による認定評価の申請のため、定期的で開催している。2020（令和2）年度、2021（令和3）年度においては、学部・研究科等の点検・評価結果のとりまとめや、認証評価への対応、各種方針の策定に関する事項に大きな比重を置いて取り組んできた。すなわち、学部・研究科等において、文部科学省、本協会及び日本私立学校振興・共済事業団の指標をもとに作成した

「自己点検・評価点検一覧」を用いて2017（平成29）年度から2020（令和2）年度の状況を点検・評価し、「自己点検・評価委員会」はその結果をとりまとめたうえで「運営会議」に報告し、同会議は理事会に報告している。

改善・向上の取り組みにおいては、複数のルートで改善・向上のための指示が行われており、「自己点検・評価委員会」からは、全学的な点検・評価結果を踏まえて各部署に改善・向上策及び改善予定時期を検討するよう依頼している。一方で、理事会や「運営会議」からも、教授会と合同開催した「運営会議」の場で理事長や学長を通じて各部署の長に指示している。各会議の議事録も、当該会議で審議、協議した事項を次に報告する会議体に対する「報告事項」として記載しており、「自己点検・評価委員会」、教授会及び「運営会議」における審議、協議内容、報告があった内容が混在して明確になっていないなど、内部質保証に関わる組織の役割が整理できていない。

また、「自己点検・評価委員会」は点検・評価結果をとりまとめ、各部門に改善・向上策及び改善予定時期を検討することを依頼するとどまっております、内部質保証システムが有効に機能しているとはいえない。

今後は、内部質保証に関わる組織を整理するとともに、点検・評価で明らかになった課題を着実に改善するために「自己点検・評価点検一覧」等のツールを有効活用するなど、大学全体の改善・向上につながる内部質保証システムを機能させるよう、改善が求められる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育情報として、大学の教育研究上の目的、教育研究上の基本組織、教員に関すること、入学生・在学生に関すること、学習の評価及び卒業認定基準に関すること、教育研究環境に関すること、授業料、入学料等に関すること、学生支援に関することをホームページで公表している。それ以外にも、財務情報、『自己点検・評価報告書』、事業報告、「FD報告」、設置計画履行状況報告、施設の耐震化、高等教育の修学支援制度について等、十分な情報を公表している。大学の中期計画についても明示しており、大学の考えを社会に対して適切に説明しているといえる。

ただし、学校教育法施行規則で求められている教育情報の公表に関して、授業の計画として、「カリキュラム対応表」や授業科目の概要、年間の行事予定等をホームページに掲載しているものの、年間の授業の計画は掲載していないため、公表が望まれる。

また、教育職員免許法施行規則で公表が求められている「教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること」については、「教員の資質の維持向上の方策」をホームページに掲載しているものの、同資料は、FD全般に係る内容であり、「教

員の養成に係る教育」の質向上についての取り組みを示すものとして十分とはいえない。なお、ホームページに掲載するものとして、「教員の養成に係る教育の質の向上に係る取り組み（案）」を現在検討中のため、公表に向けて着実に取り組むことが望まれる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性に関する点検・評価については、認証評価を通じて点検・評価するとしているが、内部で点検・評価する仕組みは設けていないため、今後の検討が望まれる。また、前述したように、自己点検・評価の周期の変更や体制の更なる整備に向けた規則の改正等、システムの変更を予定しているため、内部質保証に関わる方針や手続等に適切に明文化し、改善していくことが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 「自己点検・評価委員会」を中心とした内部質保証体制を構築しているものの、改善・向上のプロセスにおいて、同委員会からの指示に加えて理事会及び「運営会議」からの指示が行われ、各会議の議事録も、審議、協議事項、報告があった内容が混在するなど、審議決定のプロセスが不明確である。また、「自己点検・評価委員会」は各部門に改善・向上策及び改善時期の検討を依頼するにとどまっております。内部質保証システムが有効に機能しているとはいえない。今後は、内部質保証に関わる組織を整理し、自己点検・評価の結果を踏まえて着実に改善・向上につなげるために、内部質保証システムを有効に機能させるよう改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

大学の理念・目的を具現化するために、保健医療学部にリハビリテーション学科及び看護学科を設置している。福井県における数少ない保健医療専門職養成教育・研究機関として、医療系専門職業人の育成のための各種専攻を学科に置いており、理学療法学専攻には、アスレティックトレーナー併修コースも設けている。

完成年度にあたる 2021（令和 3）年度には、高度専門職業人の更なる育成のため、「運動器リハビリテーションコース」「神経系リハビリテーションコース」「健康生活支援コース」の 3 つのコースからなる保健医療学研究科（修士課程）を開設

している。

当該大学の特色として、病院や福祉施設、保育・スポーツ医療を担う施設等を有する医療福祉系グループの一機関であることを生かし、統合的な医療ケアサービスを提供する多様な現場で実習等を行えるようにしている。例えば、各学科の臨床臨地実習をはじめとして、義肢装具学や自助具作成の授業を各施設と協力しながら行っているほか、各施設と大学の教職員で構成される「研究班」で研究も行っている。このように、地域包括ケアを含めたチーム医療を有機的に学べる環境を有していることは、「実践的で意欲的な医療技術者の養成」という建学の精神の実現につながるものとして高く評価できる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学全体に関わる教育研究組織の適切性の点検・評価については、「自己点検・評価委員会」がその責任を担い、学問の動向、社会の動向、地域の要請に関する情報を多角的に収集し、それらを踏まえつつ、入学志願者数の状況分析、卒業生・修了生の動向調査、意見収集等の資料や関連する各部門からの情報に基づいた点検・評価を実施している。また、学部・学科の改組にあたっては、教授会、「研究科会議」、更には関連する各部門の意見を参考として「運営会議」で検討し、学長が意思決定を行ったのちに、理事会及び評議員会での審議・承認を経て実行に移している。

「自己点検・評価委員会」を中心とした内部質保証システムにおいては、2020（令和2）年度までの状況について、「自己点検・評価点検一覧」を用いて「自己点検・評価委員会」が点検・評価し、同委員会が他の部署の点検・評価結果と合わせて全学の報告書としてとりまとめている。

以上のことから、教育研究組織の適切性について点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みに努めているといえる。今後は、これらの会議体を通じた審議・報告内容を明記した議事録等の根拠資料の蓄積に努め、毎年の教育研究組織の定期的な点検・評価を的確に行い、改善・向上につなげることが望ましい。

<提言>

長所

- 1) 当該大学は、病院に併設する看護学院として設立された経緯を踏まえ、病院や福祉施設、保育・スポーツ医療を担う施設等を有する医療福祉系グループの一機関であることを生かし、統合的な医療ケアサービスを提供する多様な現場で実習等を行えるようにしている。このように、地域包括ケアを含めたチーム医療を有

機的に学べる環境を有していることは、「実践的で意欲的な医療技術者の養成」という建学の精神の実現につながるものとして評価できる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

大学の理念・目的や学部・学科等の教育目標に基づき、学科・専攻、研究科において学位授与方針を定めており、授与する学位ごとに適切に方針を定めている。例えば、リハビリテーション学科では、「リハビリテーションに関する基本的知識と技術を備えている」「医療の高度化や社会情勢の変化に対応するために学び続ける姿勢を持ち続ける」「チームやグループ内で他者に働きかけながら目標に向かって協働する」等を定めており、そのもとで各専攻の方針も定めている。看護学科では、「人間の生命および個人を尊重し、看護の実践者として必要な倫理観と豊かな人間力を修得した人」「看護の実践者として必要な知識・技術を修得し、健康状態や生活における諸問題を適切に把握し看護的判断ができる能力を修得した人」「地域で生活する人々や援助を必要とする人々に、保健・医療・福祉領域との連携を図りながら看護を实践できる能力を修得した人」等を定めている。

研究科においても、「人間の尊厳を理解し、高い倫理観と豊かな人間性を身につける」「多様な文化と価値観を理解し、臨床現場で実践可能な、高度専門性を習得する」「医療制度を理解し、多職種間での調整能力を備え、保健・福祉・医療チームの一員として地域医療に積極的に関わることができる」等と定めており、適切である。

これらは、ホームページにおいて公表し、学生便覧にも掲載することで周知を図っている。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

教育課程の編成・実施方針は、学科・専攻、研究科において定めており、例えば、リハビリテーション学科では、「医学的知識として、人体の構造と機能や疾病と障害の成り立ちを体系的に学ぶ」「多様なリハビリテーション技術を身につけるために専門科目を学び、その技術を関連施設において確認する」等の学科の方針を明示したうえで、専攻の方針として、専門的な科目を配置することや少人数による実践的な演習授業を行うこと等、各専攻の特色に応じた内容を定めている。看護学科においても、授業科目を「一般教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」で構成することや、授業は講義、演習、実習等の多様な学修形態を通じて行い、グループワーク等のアクティブラーニングを採り入れること等を定めており、適切である。

一方、研究科の方針では、「専門職としての高度な倫理、科学研究を行う上での

高度な倫理観を身につけるために『倫理学特論』を設置する」「地域医療に必要な多職種連携を学び、発展させるため、共通科目に『専門職連携論』『プロフェッショナルリズム特論』『コミュニケーション特論』を設置する」こと等、教育課程の編成に関する基本的な考え方は示しているが、実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。

これらは、ホームページにおいて公表し、学生便覧にも掲載することで周知を図っている。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学部・研究科それぞれにおいて、教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性、教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、単位制度の趣旨に沿った単位の設定、個々の授業科目の内容及び方法・授業科目の位置づけ・各学位過程にふさわしい教育内容の設定、初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等から教育課程について検討し編成しており、適切である。

例えば、リハビリテーション学科の教育課程においては、「科学的思考の基盤」「人間と生活」「社会の理解」の「一般教養科目」、「人体の構造と機能及び心身の発達」「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」「こころと言語の科学」の「専門基礎科目」、「基礎理学療法学」「基礎作業療法学」等の「専門科目」を設けている。

看護学科の教育課程においては、「科学的思考の基盤」「人間と人間生活の理解」の「一般教育科目」、「人体の構造と機能及び心身の発達」等の「専門基礎科目」、「基礎看護」「領域別看護」等の「専門科目」を設けている。

研究科の教育課程においては、「研究方法論Ⅰ」等の共通科目、「健康教育特論」「健康政策論」等の専門科目がある。教育課程の編成について、規則の改正を行わない場合でも、約4年ごとに見直しを実施している。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため臨地実習を実施できない期間には、模擬患者を採り入れた学内演習を実施している。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を適切に講じている。具体的には、単位の実質化を図るための措置として、1年間に履修登録できる単位数の上限を定めているほか、3年次、4年次への進級要件や実習の参加基準及び要件を設定している。シラバスには、授業の到達目標及びテーマ、授業の概要、授業計画、テキスト、参考書・参考資料、学生に対する評価、オフィスアワ

一等について明示することで、授業時間外学習の効率化を図っている。シラバス通りに授業が運営されているかは、授業終了後に行われる授業評価アンケートで確認している。

また、学生の主体的参加を促すために、多くの授業で少人数でのグループ学習、プレゼンテーション、問題基盤型学習、チーム基盤型学習を採り入れている。

くわえて、学部ではチューター制により履修指導を行っており、毎年度の履修登録の前に今後履修すべき科目等について助言・指導をしているほか、再試験対象者に対しては個別に指導している。

これらの学部・研究科における教育の実施にあたっては、学部長、学科長、各学科の教員等から構成される「教務会議」が、教育課程の編成及び授業に関すること、単位履修及び課程の修了に関すること、編入学・転入学に関すること、兼任教員の選任、その他全学科共通の教務に関することについて、毎月開催する会議で議論し、迅速かつ適切に対応している。また、「FD会議」が、授業評価アンケートの集計及び分析を行っている。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置、単位制度の趣旨に基づく単位認定、既修得単位等の適切な認定、卒業・修了要件の明示、成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定について学生に周知して行っており、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているといえる。具体的には、単位の算定基準・認定は学則及び大学院学則に、授業の履修や試験に関しては「福井医療大学授業科目の履修及び試験に関する規程」（以下「授業科目の履修及び試験に関する規程」という。）に明記し、これらに基づき成績評価、単位認定を行っている。

学位授与は、「福井医療大学学位授与規程」及び「福井医療大学大学院学位授与規程」に学位授与に係る責任体制及び手続を明示し、学則及び大学院学則に定めた修業年限内に卒業・修了の要件を満たした学生について、卒業・修了を認定し、学位を授与している。

「授業科目の履修及び試験に関する規程」及び卒業・修了要件は、学生便覧にも記載し、新入生オリエンテーションにおいて履修上の注意事項と併せて学生に説明している。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学士課程では、各専攻でカリキュラムマップを作成し、各授業科目に対応する学位授与方針の項目を明示し、定期試験を通じて学習成果を把握・評価している。定期試験による評価が困難な授業科目については、OSCE（客観的臨床能力試験）や専門技術に関する実技試験のほか、演習等の授業においては、課題テーマについ

での個人学修及びグループ学修を行い、その結果を発表させることを通じて学習成果を把握し評価している。また、「教務会議」「国家試験対策会議」「FD会議」「学生生活会議」等においても、学習履歴（ポートフォリオ）や単位認定資料、国家試験結果、授業評価アンケート、就職状況等をもとに学習成果を把握・評価している。以上のことから、学部では、学位授与方針に示した学習成果を概ね適切に把握していることが認められる。

2021（令和3）年度に開設した研究科においては、2022（令和4）年度から、研究に関する中間報告会で達成度を評価する予定としているが、達成度を評価するための「中間発表会審査の基準」は、学位授与方針に示した学習成果を把握・評価できる内容になっていない。学位授与方針に明示した学習成果を把握・評価する方法について、今後の検討が望まれる。

- ⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程及びその内容、方法に関する適切性については、授業評価、国家試験結果、単位取得状況から「教務会議」及び教授会で定期的に点検・評価を行っている。授業評価については、その結果を科目責任者に返却するとともに、「FD会議」及び教授会で検討し、授業評価の高い教員の表彰及び授業見学等を実施している。

「自己点検・評価委員会」を中心とした内部質保証システムにおいては、2020（令和2）年度までの状況について、「自己点検・評価点検一覧」を用いて「教務会議」が点検・評価し、「自己点検・評価委員会」が全学の報告書としてとりまとめている。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みに努めているといえる。

- ⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) 保健医療学研究科修士課程では、教育課程の編成・実施方針に、教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

建学の精神及び理念・目的に基づき、学部・研究科ごとに、学生の受け入れ方針を入学者の選抜方針として設定している。方針では、学部・研究科それぞれの入学前の学習歴や学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法等について説明している。例えば、保健医療学部では、「理念・目的・教育目標を理解し、医療分野に対する強い関心を持ち、高度な専門知識を身につけようとする向学心・探求心を持つ人」を掲げている。

保健医療学研究科では、『建学の精神』及び、『アドミッションポリシー』を含む3つのポリシーを理解したうえで、学んだ知識・技術を社会へ貢献しようという意欲がある人を学生の受け入れ方針としている。これらの方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針とも整合しており、学生便覧、大学ホームページ、募集要項に公表している。

以上のことから、適切に学生の受け入れ方針を定め、公表していると判断できる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生の受け入れ方針に基づき、学部では一般選抜のほか、学校推薦型選抜、社会人選抜、大学入学共通テスト利用型選抜の4つの方法で、入学後の教育に求められる基礎学力、適性等を的確かつ多面的に評価している。

学生募集は、「事務課入学広報室」（以下「入学広報室」という。）が中心となって学生募集に関する年間計画を立案し、「入学試験会議」の議を経て実施している。具体的には、オープンキャンパスや進学説明会、大学見学会、高等学校進路説明会、電子媒体による公式SNSを設けるなど、多岐にわたる方法で広報を行っている。また、高等学校訪問は大学が立地する福井県のみならず、近県にも訪問し、学生募集活動を実施している。「入学広報室」では、広報企画、説明会等の人材派遣、入試関係資料の管理等を行っている。

入学者選抜の実施に際しては、「福井医療大学入学者選考規程」に則り、入学者選考に関する方針の策定、事務手続、入学試験委員の委嘱を行っている。入学試験の運営は、「入学試験会議」が行い、両学科の入学試験の基本方針の立案、準備、問題作成、採点、面接委員、選考、学生募集計画等について審議している。入学試験当日は、「入学試験実施本部」を組織し、試験ごとに入試実施要項を作成し明確な責任体制下で実施している。

また、入学者選抜を公正に実施するため、出題・合否判定ミス等の防止に関わる「入学試験実施ガイドライン」及び入学試験問題の作成及び出題に関する「入学者選抜における出題に関する留意事項」を定めている。

身体障がい等により修学上特別な配慮が必要な場合は、相談窓口を「入学広報室」に設置し対応している。2018（平成30）年には失語症の受験者に、音声再生機を用いた別室試験を実施した実績がある。学費やその他の費用、経済的支援に関する情報も、ホームページや募集要項に掲載し、オープンキャンパス、新入生オリエンテーションを通じて周知している。

入学者選抜の結果については、ホームページに受験者数・合格者数等・入学者数等の情報を開示し、公正性を示している。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度を適切に整備しているといえる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

保健医療学部において、全体では過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は適切である。しかし、学科単位で見ると、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が低い学科があるため、学部の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

研究科における定員管理は、適切に行っているといえる。

以上のことから、一部の学科において定員を充足していない状況を踏まえて、定員管理を厳格化するように入学試験に関わる取り組みの改善が求められる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性に関する点検・評価については、学部の「入学試験会議」や研究科の「入学試験実施本部」が中心となって実施しており、試験問題の質や内容の適正化を図っている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上の具体例として、「入学広報会議」において、リハビリテーション学科の作業療法学専攻と言語聴覚学専攻の定員未充足となったため、受験者の動向を分析し、ウェブ出願、テレビCMの導入や特待生制度の新設及び学生寮の建設などの対策をとっているため、今後の入学生増加に期待したい。

「自己点検・評価委員会」を中心とした内部質保証システムにおいては、2020（令和2）年度までの状況について、「自己点検・評価点検一覧」を用いて「入学試験会議」が点検・評価し、「自己点検・評価委員会」が全学の報告書としてとりまとめている。

以上のことから、学生の受け入れの適切性について点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

<提言>

改善課題

- 1) 保健医療学部リハビリテーション学科では、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率がともに0.86と低いため、学部の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学の理念・目的を実現するために、大学設置基準、大学院設置基準、学校養成施設指定規則等の関係法令に従い、これらを遂行しうる教員組織を編制している。また、教員組織の編制方針については、『点検・評価報告書』において、「教員組織及び教員の配置」「教員の採用・職位昇格」「臨床経験豊富な教員の配置」及び「教員組織の年齢構成」の4項目にわたる内容を示している。例えば、大学として研究組織の機能を果たすため、学科・専攻、研究科に博士等の学位や研究業績を有する専任の教授を確保することや、少子高齢化社会の進行と在宅療養に対するニーズの増大に伴い、看護職やリハビリテーション職に対して、より専門性の高い確かな判断と適切な医療技術、療養生活支援を提供できるような、臨床経験豊かな教員を配置すること等を掲げている。

ただし、これらは『点検・評価報告書』に記載しているのみであり、方針として明文化していない。また、求める教員像についても、建学の精神を実現するための能力・資質を備えた人材と『点検・評価報告書』に記述しているが、具体的な教員像は定めていない。今後は、大学として求める教員像及び各学部・研究科における教員組織の編制方針を明文化し、学内で共有することが望まれる。

- ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

教員組織の基本編制は、教授、准教授、講師、助教及び助手があり、教員数に関しては、大学及び大学院設置基準で定められた基準を満たしている。

教育上主要と認められる授業科目における専任教員の担当状況についても、リハビリテーション学科、看護学科ともに適切である。また、多様な国家試験を取得できる大学の教育研究上の必要性を踏まえ、国家資格を有する専任教員を置いており、教員組織は教育と研究の成果を上げるうえで十分な教員で構成されている。

年齢構成に関しては、継続雇用制度により定年年齢を超えて指定の年齢まで雇

用できる仕組みを有しており、バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置となっている。

以上のことから、適切な教員組織の編制に向けて取り組んでいるといえるが、教員組織を編制するための前提となる方針が定められていないため、明文化が望まれる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集、採用、昇任に関しては、「福井医療大学教員人事規程」（以下「教員人事規程」という。）及び「学校法人新田塚学園専任教員採用にかかる特例規定」に則り行っている。教員の採用は一般公募を原則とし、学部・研究科ともに、教員の採用・昇任については、学科長が教員を採用する必要があると認めたときに、「教員選考会議」にその旨を申し出、委員長が必要に応じて採用方針を決定し、学長の申請により、理事長が行っている。

教員の選考は、「教員選考会議」が教員候補者の人格・学歴・職歴・教育研究業績・学会や社会における活動等を評価し、書類及び面接審査を行い、採用候補者を決定したのち、理事長の承認を得て正式決定する。

兼任教員の採用・昇任については、学科長又は研究科長が過去の業績等が科目に対応しているかどうかを精査し、学部にあつては教授会、「運営会議」の議を経て、研究科にあつては研究科会議、「運営会議」で検討し理事長の承認を得て決定している。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等を概ね適切に行っているといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

教員の教育・研究活動の向上・能力開発に関して恒常的に検討を行い、質的充実を図ることを目的として「FD会議」を設置し、同会議を中心にFD活動を運営し、『FD事業報告書』を作成している。

特に「FD研修会」では、アクティブラーニングや「学生の学習モチベーションが上がる授業」をテーマにして、教育改善のためのFDを実施しているほか、よりよい教育と研究を行うことができるよう、「ワーク・エンゲイジメント」に関する研修等を行っている。また、教員参加型の授業交流会を通じて授業の改善へとつながられるようにし、学生アンケートを実施し教員に返却することで、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

以上のことから、学部におけるFD活動を概ね適切に実施している。

しかし、教育改善に関する大学院固有のFDが行われていないため、大学院として、適切にこれを実施するよう改善が求められる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性に関する点検・評価については、学部長、学科長、専攻長、研究科長が実施し、「運営会議」及び「教員選考会議」で検証している。

また、教員には、毎年、教育活動、研究活動、社会活動、管理運営業務に関わる活動について報告を求めており、国立研究開発法人科学技術振興機構が運営するリサーチマップにおいて記載を推奨している。

「自己点検・評価委員会」を中心とした内部質保証システムにおいては、2020（令和2）年度までの状況について、「自己点検・評価点検一覧」を用いて「自己点検・評価委員会」が点検・評価し、同委員会が他の部署の点検・評価結果とあわせて全学の報告書としてとりまとめている。

以上のことから、教員組織の適切性について点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

<提言>

改善課題

- 1) 教育改善に関する大学院固有のFDが行われていないため、大学院として、適切にこれを実施するよう改善が求められる。

7 学生支援

<概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援に関する大学としての方針は、「理念、目的、教育目標に沿った人材の養成をはかるために、学修に専念し、充実した学生生活を送れる環境を整備するとともに、学生の資質を向上させ、社会的及び職業的自立を総合的に支援する体制を構築すること」を掲げ、そのもとで、修学支援、生活支援及び進路支援に係る目標を掲げている。

具体的には、修学支援に関しては、「学生一人ひとりにきめ細かい支援を行うため、補習・補充教育や学生の修学支援体制を点検し、より良い制度を構築する」「留年者・休学者および退学者について、状況を把握・分析し、具体的な対応策を講じる」等を、生活支援に関しては、「自治会活動・課外活動および学生団体など、人間性・社会性を培う機会と場を積極的に提供する」「学生の心身の健康維持のための保健管理体制を整備する」「学生の相談・苦情に関する対応システムを整備し、キャンパス・ハラスメントに対する予防策を講じる」等を目標としている。進路支

援に関しても、「学生が主体的に進路選択や職業選択を行うことができるよう、キャリアガイダンス等を充実し、学生が必要とする進路支援を行う」こと及び「就職相談などを通じて、学生一人ひとりの目線にあった進路支援を実施する」ことを掲げている。これらの方針は、ホームページ及び学生便覧に掲載し、新入生オリエンテーションでも周知している。

また、障がいのある学生に対する修学支援として、法令に基づいて適切に対応するため、2021（令和3）年度に「福井医療大学障害学生支援方針」を作成し、『『仁の心（思いやりの心、いたわりの心）』に基づき、障害の有無を理由とする偏見や差別を許さず、平等な学修の機会が与えられ、人として成長できる場を提供」することを基本理念として掲げ、そのもとで、「障がいのある学生からの意思表示に基づき、共通理解と合意形成を図りつつ、必要な支援や配慮を調整」すること等を示している。同方針はホームページに公開しており、2022（令和4）年度以降には学生便覧にも掲載する予定としている。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針を定め明示しているといえる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援に関する方針に基づき、学生支援の体制として「学生生活会議」を設け、その下部組織として、「学生生活支援会議」及び「就職支援会議」を設置している。また、そのほかに「学習支援室会議」や、「安全管理対策会議」及び「保健管理室会議」を設置し、学生の修学支援、教職員及び学生の事故防止、学生の健康管理等に対応している。

学生の修学支援については、保健医療学部ではチューター制、保健医療学研究科では指導教員制で教員が学生の履修指導を行っている。毎年履修登録の前にチューター、指導教員が履修状況を確認し、今後履修が必要な科目、未履修科目の再履修等の助言と指導を行っているほか、成績不振者には、チューターが面接を実施し、個別に補習や再試験対策を行い、進級するための指導を行っており、保護者に対しても、保護者懇談会を実施して個別相談にも対応している。

入学前教育、在学時における大学での学習方法や学習計画の立て方については、「学習支援室」において学習支援担当教員が相談員となりサポートしている。

経済的支援については、独立行政法人日本学生支援機構の給付型及び貸与型奨学金を中心に、都道府県や他団体の病院奨学金の案内も行い、高等教育の修学支援新制度の認定も受けている。

新型コロナウイルス感染症の拡大に係る支援について、緊急支援として2020（令和2）年度には、遠隔授業等環境整備に係る支援や学生駐車場代、路線バス定期券

代の無料化のほか、大学の体育館をワクチン接種会場として地域に提供した際には、学生アルバイトを募って経済的支援を行った。

生活支援については、チューター制により教員が学生の相談に対応しているほか、健康管理面では、「福井医療大学学生健康診断規程」、健康管理マニュアルに基づき、校医、教員、事務職員、チューター、学外のカウンセラーが、定期健康診断の実施、日常の健康管理及び救急への対応、健康相談窓口の開設等により、学生の心身の健康維持に努めている。

セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントの防止対策として、「福井医療大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、全ての学生及び教職員に、公正かつ安全で快適な環境のもとに、就学、教育、研究及び就業の機会と権利を保障している。相談窓口に関しては、担当教職員を明記した案内をウェブポータルシステムや学内掲示を通じて周知しており、相談があった場合は相談員が対応し「安全管理委員会」に速やかに報告したうえで、同委員会で必要な調査を行い措置を講じることとしている。

進路支援については、「就職支援室」において、セミナー、卒業生講演、就職活動ガイダンス、合同就職説明会を実施し、進路支援及び就職状況の把握に努めており、大学の完成年度では就職・進学希望者の全員が進路決定に至っている。

学生自治会活動やサークル活動等の課外活動は、重要な教育の場と捉え、「学生生活会議」が活動を支援している。

以上のように、学生支援に関する大学としての方針に基づき、各学生支援組織を整備して学生支援に適切に取り組んでいると判断できる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性の点検・評価については、学生支援に関する方針に基づいて、年1回、「学生生活会議」において学生満足度調査、ハラスメント調査及び学生生活活動実態調査の実施、調査結果の集計・分析を行い、教授会で報告している。

また、学内に意見箱を設置し、投書のあった事案に対して、安全管理対策会議委員長である学長が確認し、大学の回答として「こだま」を学内に掲示しているほか、学長と学生の談話を実施するなど、学生支援の改善・向上に向けて取り組んでいる。

「自己点検・評価委員会」を中心とした内部質保証システムにおいては、2020(令和2)年度までの状況について、「自己点検・評価点検一覧」を用いて「学生生活会議」が点検・評価し、「自己点検・評価委員会」が全学の報告書としてとりまとめている。

以上のことから、学生支援の適切性について点検・評価を行い、その結果をもと

に改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

「福井医療大学教育研究等環境の整備に関する方針」において、「教育・研究を推進し地域社会に貢献する大学を目指すため、施設の利便性、安全性を確保し、教育研究等環境に配慮した施設・設備の整備を図る」「学生の学習及び学生生活等の支援のための施設・設備を確保し、利便性が高く安全な教育研究等環境の整備を図る」及び「教員の研究時間と研究費の確保に努め、教員及び全ての研究者が能力を発揮し、研究の質を高めることができるように、研究等環境の整備を図る」の3点を掲げ、ホームページに掲載している。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を適切に明示しているといえる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

大学設置基準において必要とされる面積を上回る校地・校舎を有しており、敷地内には、リハビリテーション学科棟、看護学科棟、研究棟、体育館等を設置し、教室棟には、講義室、演習室、実験実習室、情報処理学習施設（語学学習施設含む）を設けている。また、自家用車通学に関する制度を明示したうえで、専用駐車場を完備しているほか、現在学生寮を建設している。

学生の自主的学習のための環境としては、外部委託職員との連携により図書館を24時間開館しているほか、学生サロンを開放して自習やグループ学習に活用できるように配慮している。各研究室、事務室、会議室等では、ネットワーク環境を整備しており、学生サロンや図書館、情報処理室では学生がWi-Fiを利用できるようにしている。

バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境については、身体障がい者用のトイレや駐車場を設けるなどの対応をしている。

動物を対象とした研究については、「福井医療大学動物実験規程」のもとで、飼育環境や実験環境を整備、運用しており、医学基礎研究を行っている。今後の教員や大学院学生の研究等に有機的に展開されることが望まれる。

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みについては、「学校法人新田塚学園情報セキュリティ基本方針」（以下「セキュリティ基本方針」という。）及び「福井医療大学ネットワークシステム利用規程」（以下「ネットワークシステム利

用規程」)を定め、明示している。学生に対しては、入学オリエンテーションの際に、コンピュータネットワークの利用方法を説明し、情報メディアの活用及び情報セキュリティの学習を課しているが、「セキュリティ基本方針」や「ネットワークシステム利用規程」には学生の理解が容易でない内容も含まれているため、今後も情報リテラシー及びセキュリティの観点から継続的かつ段階的に教育を実施し、教育内容が浸透するよう検討が望まれる。

以上のことから、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているといえる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

「福井医療大学図書館規程」及び「福井医療大学図書館運営会議規程」を定め、図書館管理運用に関する方針、規程を適切に共有している。

図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備状況、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備、学術情報へのアクセスに関する対応は概ね良好である。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、それらは適切に機能していると判断できる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究活動を促進させるため、「大学等に在職する教育者は、領域とする学問分野を基盤にしている職種の育成のために、その学問の方法・方法論について不断の研鑽が求められる」「大学における研究として、専任教員は研究分野、研究タイトル、研究キーワードを明確にし、週1日程度の臨床研究を進める」等を研究に対する基本的な考え方としており、これに沿ってさまざまな支援を行っている。

教員の教育研究環境として、教授・准教授には研究室を整備し、講師・助教・助手には共同研究室を整備するなど研究室を適切に整備している。研究費に関しては適切に支給しており、外部資金の獲得のための支援に関する方策もとっている。特に、科学研究費補助金に応募して不採択となった研究課題については、独立行政法人日本学術振興会の評価ランクを参考に、「研究促進会議」において研究費の支給を検討する制度を設けている。

グループ内の病院等との交流に関しては、両学科ともに教員と施設のスタッフとの交流事業や共同研究も行っており、今後これらの取り組みが拡大することによる、教育研究体制の更なる発展に期待したい。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているといえる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、「福井医療大学研究倫理規程」（以下「研究倫理規程」という。）「福井医療大学研究費等の管理・監査体制に関する内規」及び「福井医療大学研究活動における不正行為への対応等に関する内規」を整備している。「研究倫理規程」には学長を最高管理責任者とし、事務長を統括管理責任者、副学長を研究倫理教育責任者とする管理運営体制を明示している。研究倫理に関する学内審査は、「福井医療大学における公的研究費の内部監査に関する規程」に即して行っている。

教員に対するコンプライアンス教育及び研究倫理教育については、2017（平成29）年度より、年に3～4回の研究倫理教育等に関する研修会を開催しており、研究者に必須の倫理教育については、受講を義務付けている。

学生に対しては、学部学生においては研究の端緒となる諸科目、大学院学生においては「倫理学特論」を開講し、適切な指導・教育を行っている。

以上のことから、研究倫理を遵守するための措置を適切に講じ、対応している。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性に関する点検・評価については、「研究促進会議」「教務会議」及び「図書館運営会議」で随時検討し改善・向上に取り組んでいる。例えば、研究棟印刷室内のパソコンの配置替えや研究データの保管場所と管理方法、看護学科講義室のスクリーンの変更等、改善すべき案件に適切に対応している。

「自己点検・評価委員会」を中心とした内部質保証システムにおいては、2020（令和2）年度までの状況について、「自己点検・評価点検一覧」を用いて「研究促進会議」や「教務会議」が点検・評価し、「自己点検・評価委員会」が全学の報告書としてとりまとめている。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針として、大学の理念・目的において、「地域に

不可欠な大学として、地域住民の健康づくりのために支援できる人材の輩出」を掲げている。

また、社会貢献・社会貢献活動を中心的に推進する「地域保健教育推進委員会」の目的として、「地域住民の健康問題の解決、健康生活の向上、並びに保健医療従事者の資質の向上に資する支援事業を企画推進し、地域住民の保健上のニーズに寄与すること」を「福井医療大学地域保健教育推進委員会規程」に定めている。同規程では、地域住民の健康問題及び健康生活に関連する講演会、相談会、研修会を開催するほか、授業公開や出前講義、地域で働く医療従事者の卒後教育等について、「地域保健教育推進委員会」が企画・運営することを規定しており、社会連携・社会貢献に関して、大学としての考えや目指す方向性を適切に明示しているといえる。

② **社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

社会貢献・社会連携活動を機能的、効果的に推進するべく「地域保健教育推進委員会」を設置している。同委員会では、健康問題解決、健康生活向上、保健医療従事者資質向上に資する支援事業を企画し、地域住民の保健上のニーズに寄与することを目的とした活動を行っている。

学外組織との連携活動としては、福井県の職能団体や市教育委員会、社会福祉協議会等からの依頼に応じて、講演会・研修会・相談会に講師を派遣している。

地域との交流としては、図書館、食堂、体育館、グラウンドを一般利用者向けに開放しているほか、災害時における相互協力のために、地域の連絡協議会と協定を締結している。また、2017（平成29）年度より、急性期医療や地域医療へ貢献できる看護師の育成を目的として、社会的ニーズや領域の専門性を考慮した看護師特定行為研修を行っている。

当該大学を含めた医療福祉系グループの職員に対しては、保健・医療・福祉・教育のニーズに対応できる能力を修得するための「センター教育」を行っている。具体的には、リハビリテーション支援のための知識・方法を習得するための研修会や、栄養療法に関する研修、医療・福祉・教育の質の向上を目指した、学会形式の研究発表会等を開催している。このほかにも、リハビリテーション学科教員が、上述のグループに勤務しているスタッフの研究班に入り、そのなかで学会発表や論文等の業績を積み、専門・認定資格の取得に向けた働きかけを行っている。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを適切に実施しているといえる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、**

その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献の適切性に関する点検・評価については、出前講義に関する内容は「地域保健教育推進委員会」、卒後教育の看護師特定行為研修は「特定行為研修管理委員会」が、それぞれの会議のなかで事業状況や事業結果をもとに改善・向上に向け検討している。

「自己点検・評価委員会」を中心とした内部質保証システムにおいては、2020（令和2）年度までの状況について、「自己点検・評価点検一覧」を用いて「地域保健教育推進委員会」が点検・評価し、「自己点検・評価委員会」が全学の報告書としてとりまとめている。

以上のことから、社会連携・社会貢献活動の適切性について点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

10 大学運営・財務

（1）大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

大学運営に関する方針は、法人の定める「第一期 中期計画」であるとし、同計画では、建学の精神、理念・目的等の方針を明記したうえで、教育、研究、入学広報、経営戦略、将来構想について示している。

しかし、これらは法人経営上の事業計画・方針となっている。実態としては、大学の理念・目的及び学部・学科等の教育目標を実現するため、学長は各部門の長へ中期計画に沿った業務推進を指示し、各部門の長は各部門で審議したのちに、実現に向けた方策を提案して「運営会議」、教授会及び研究科会議に報告し、その進捗状況を学長が確認して中期計画の評価を行い理事会・評議員会に報告するなど、法人及び教学間意思疎通を図っているとしているものの、中期計画を実現するための大学運営に係る意思決定・マネジメントの考え方を示すまでに至っていないことから、これらを示すことが望まれる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

大学運営に関わる組織等は、学則に「運営会議」、教授会及び学内委員会の設置を定めるほか、「学校法人新田塚学園組織規則」に管理運営組織、学校運営組織、各種会議等を定め、これに基づき編制している。

学長は、「福井医療大学学長選任規定」に基づき選任し、「学校法人新田塚学園寄

附行為実施規則」「学校法人新田塚学園組織規則」、学則及び大学院学則において、各組織における権限を明記している。教学役職者については、「教員人事規程」に基づき研究科長、学部長及び学科長を選任し、それぞれの権限を「学校法人新田塚学園組織規則」に定めている。このほか、副学長及び教員室長を組織規則に基づいて配置し、学則又は組織規則において、その職務及び権限を定めている。

教授会及び研究科会議は、学長が決定を行うにあたって意見を述べる機関として、「福井医療大学教授会規定」又は「福井医療大学大学院研究科会議規定」において、「教育課程及び履修に関する事項」「学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項」「学則及び学内諸規定に関する事項」「学生の賞罰に関する事項」「学生の厚生補導に関する事項」及び「その他教育研究上必要と思われる事項」について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べることを定めている。

また、理事長の諮問機関として「運営会議」を置き、理事会と教学間意思疎通を図り、法人・大学の管理及び運営の基本的事項を審議している。

以上のように、大学運営に関わる組織・会議を設け、学長等の役職者等の権限を規程に明示し、適切に運営しているといえる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

毎年度予算は、「学校法人新田塚学園経理規程」のもとで、前年度の実績に基づいて算出し、各所属長の意見を聴取したうえで、年度ごとの予算編成方針案を理事会の議を経て、理事長が決定している。決定に際しては、事前に理事長及び学長が経理担当者にヒアリングを行っている。方針としては、必要とする人件費、教育研究経費、光熱水費、施設の維持管理等、義務性のある経費のほか、教育研究の活性化に必要な経費を優先して配分している。配分された予算は原則として変更できないことになっているが、やむを得ない理由のある場合は、補正予算にて変更している。

予算管理にあつては、経理担当部署から毎月提供される執行状況の資料をもとに各予算管理者が責任を持って行っている。

なお、予算編成に関する問題点として、客観性と透明性のある事業運営を行うためにも、将来構想、事業計画をもとに予算編成に係る会議を開催する必要性があることを認識しており、今後の改善が望まれる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

法人及び大学の事務組織は、「学校法人新田塚学園事務組織分掌規定」により、法人本部と事務部の事務運営組織、職制及び事務分掌について必要事項を定め、中

期計画の経営戦略（財政基盤の安定）に基づいて人員を配置するとしている。

職員の採用及び昇格、異動は「学校法人新田塚学園就業規則」及び「初級管理職登用規程」に基づいて行っている。管理職者は職員の業務量、配置人数、退職予定者や年齢構成等を分析し、人員補充や配置転換の人事計画を立案し、理事長は事務長の意見を聞いて、法人本部で採用試験、昇格の手続を行っている。なお、「初級管理職登用規程」はグループ全体に共通するもので、大学に勤務する職種、教員（含助手）、事務職員（事務室、入学広報室、図書室）及び環境整備室職員に適用している。

事務組織は、法人本部には総務課、人事課を設置し、それらのもとに庶務係、人事係、管財係を配置している。また、事務部には事務課のもとに事務室、入学広報室、施設整備室、食堂・売店と図書館を配置し、庶務係、経理係、教務学生係、入学広報係、就職係、図書係、環境整備係、食堂・売店係として、それぞれ職員を配置している。

多様化、専門化する課題への対応として、小規模大学で職員数が少ないことから複数の係を掛け持ちで業務を行っており、各係隔たりなく、学生サービスの向上を目的に迅速な対応と情報の共有が容易な事務部として機能している。図書係は司書資格を保有しており、庶務係、経理係、教務学生係、入学広報係、就職係も業務に係る外部説明会への参加を通じて専門的な知識及び技能の獲得を行っている。

職員は、運営、教学に係る学内の委員会に委員として参画し、教員と連携しながら協働して委員会を運営している。

職員の意欲・資質向上のための方策として、法人本部人事課において、人事考課を年2回行っている。所属長は部下と個人面談を行い、「能力考課シート」と「目標管理シート」を用いて業務内容を評価し、円滑な意思疎通や職員の意欲向上、問題点の共有等に役立っている。また、上司も「面接チェックシート」により部下からの評価を受けている。

以上のように、大学運営に必要な事務組織を整備している。ただし、少ない職員数で複数の係を掛け持ちしていることから、大学運営に関する知識を深めたプロフェッショナルな人材を育成することが難しく、特定の者に負担がかかる傾向にあることを問題点と認識している。今後は、人員配置を工夫しつつ、職員一人ひとりのスキルアップにつながる勉強会や研修会への参加を促すこととしているため、改善に向けた取り組みが期待される。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）として、各種ハラスメントの防止や、大学院の設置運営、組織・働き方に関する研修会を、教職員を対象

に開催している。そのほか、各業務に関連して、外部の説明会等の研修に事務職員が参加している。

職員は運営、教学に係る学内の委員会に委員として参画しているため、月1回「事務業務会議」を開催して各委員会の報告を行い、大学運営や教学に係る日程、審議事項、行事を把握し、業務に生かしている。また、経理系からは月別の予算に対する執行状況を説明しているほか、学校法人及び大学の運営に関する情報を掲載した外部の情報誌の回覧を行っている。

以上のように事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているが、FDについては、「福井医療大学FD会議規程」において「教員の教育・研究活動の向上・能力開発に関して恒常的に検討を行い、その質的充実を図ることを目的」として定めて実施している一方で、SDの実施に関しては、大学が主体となって組織として人材育成の目標・方針を定めておらず、また、学内で実施している研修会には、業務上関係する職員のみを指名参加させている。今後は、参加対象者を全職員に広げ、実施方針、対象者、求められる職員像及び実施方法を定めることを検討しているため、着実に実施することが期待される。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性についての点検・評価は、教授会、研究科会議において審議・検討を行い、「運営会議」に報告している。これらの会議は毎月開催しており、教育研究活動と大学運営は遅滞なく対応できる体制となっている。また、「自己点検・評価委員会」を中心とした内部質保証システムにおいては、2020（令和2）年度までの状況について、「自己点検・評価点検一覧」を用いて「自己点検・評価委員会」や理事会が点検・評価し、「自己点検・評価委員会」が全学の報告書としてとりまとめている。

監査に関しては、監査法人により私立学校振興助成法に基づく会計監査を毎年定期的に受けており、法人の監事による業務監査も定期的に行っている。また、公的研究費の内部監査についても定期的に行っている。なお、2021（令和3）年2月1日付けで文部科学省において改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」では、監事の役割の明確化が図られ、競争的研究費等の運営・管理についても重要な監査対象として確認することが求められているが、内部監査の結果を監事に報告していないなど、不正防止に対する監事の役割が未整備となっていることから、今後これらへの対応が期待される。

なお、大学運営の適切性について点検・評価を行う際には、「大学基礎データ」や大学設置基準、「労働安全」「安全管理対策」についてのデータを用いて評価しているが、具体的にこれらをどのように用いて点検・評価を行ったかは記録が

なく不明瞭であるため、点検・評価の結果どのような課題が明らかになり、改善・向上に向けて取り組んだかを記録として残しておくことが期待される。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2020（令和2）年4月から2025（令和7）年3月までの6年間の法人の中期計画として「第一期 中期計画」を策定している。同計画において、「経営戦略（財政基盤の安定）」項目を設け、「財政計画の確立と適切な予算編成」「寄付金、補助金、外部資金獲得に向けた積極的な取り組み」の2点を掲げている。

しかし、上記に掲げた「財政計画の確立」については、2023（令和5）年度までの資金収支に関する予算計画では、中期計画や今後予定している事業の内容を踏まえた中・長期的な財政計画とはいいがたい。さらに、当該大学では日本私立学校振興・共済事業団の5ヵ年連続財務比較表を参考に財務関係比率の比較を行っているとしているものの、中期計画に対応する財務の行動計画や数値目標は明示されていない。これらのことから、具体的な数値目標を設定した中・長期の財政計画を策定することが求められる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「保健系学部を設置する私立大学」の平均と比べ、法人全体、大学部門ともに人件費比率が高くなっており、教育研究経費比率は低くなっている。事業活動収支差額比率は、法人全体、大学部門ともに継続してマイナスとなっているが、2020（令和2）年度にはやや改善している。また、貸借対照表関係比率については、純資産構成比率は高く、総負債比率は低いものの、2019（令和元）年度に現金預金が大幅に減少して以降、流動比率が低下している。

2017（平成29）年度の大学開学時に法令上必要な専任教員数を確保したことにより、法人全体、大学部門ともに事業活動収支差額が大きなマイナスとなっている。さらに、「要積立額に対する金融資産の充足率」は低下傾向にあり、2019（令和元）年度に現金預金が減少したことにより、更に低い水準となっていることから、現時点では教育研究活動を安定して遂行するために必要な財政基盤が確立しているとはいえない。なお、開学以降、入学定員を概ね充足するとともに、今後は人件費の計画的な減少を見込んでいる。2021（令和3）年度には事業活動収支差額は、法人全体、大学部門ともにプラスに転じており、「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」も2020（令和2）年度以降は減少傾向にあることから、

この方向性を継続するため、具体的な数値目標や方策を含めた中・長期の財政計画を策定・実行することにより、収支の改善に取り組むよう是正されたい。

外部資金については、科学研究費補助金の採択を目指して全ての教員を対象に、「研究促進会議」が科学研究費補助金申請の説明会を開催しており、採択件数は一定となっている。なお、寄付金については特に目立った取り組みを行っていないため、財政基盤の確立に向けた収入の多様化として、今後の更なる取り組みが望まれる。

<提言>

是正勧告

- 1) 2017（平成 29）年度の大学開学に際して専任教員を確保したことにより、事業活動収支差額が大きくマイナスとなっており、「要積立額に対する金融資産の充足率」が低い水準で減少傾向にあることから、現時点では教育研究活動を安定して遂行するために必要な財政基盤を確立していない。入学定員を概ね確保し、人件費の計画的な減少を見込んでいるため、中期計画を達成するための具体的な数値目標や方策を含めた中・長期の財政計画を策定し、これを実行することによって収支の改善に取り組むよう是正されたい。

以 上

福井医療大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	福井医療大学学則
	福井医療大学大学院学則
	大学案内パンフレット
	学生便覧 建学の理念、目標、方針
	大学ウェブサイト 建学の精神
	大学ウェブサイト 公開情報
	募集要項
	学校法人新田塚学園寄附行為
	中期計画
	事業計画
	事業報告書
	学生満足度調査結果
	ハラスメント調査結果
	学生生活活動実態調査結果
2 内部質保証	福井医療大学内部質保証の基本方針
	福井医療大学内部質保証体制図
	学校法人新田塚学園組織規則
	福井医療大学自己点検・評価委員会規程
	福井医療大学内部質保証推進組織の名簿
	学校法人新田塚学園運営会議規定
	福井医療大学教授会規定
	福井医療大学大学院研究科会議規定
	設置計画履行状況等調査への対応
	学校法人新田塚学園情報開示実施規定
	大学ウェブサイト 教員紹介
	授業評価アンケート
	F D事業報告書
	国家試験分析結果
	国家試験問題の学科目・担当教員別にみた問題数と正答率
	教授会議議事録
	運営会議議事録
	福井医療大学研究促進会議規程
	福井医療大学研究倫理規程
	福井医療大学研究費等の管理・監査体制に関する内規
	福井医療大学研究活動における不正行為への対応等に関する内規
	福井医療大学F D会議規程
	福井医療大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程
自己点検・評価委員会議事録	
4 教育課程・学習成果	福井医療大学学位授与規程
	福井医療大学大学院学位授与規程
	カリキュラム対応表
	学生便覧 履修方法
	カリキュラムマップ

4 教育課程・学習成果	カリキュラムツリー
	臨床実習要綱
	福井医療大学教務会議規程
	シラバス
	福井医療大学授業科目の履修及び試験に関する規程
	福井医療大学既修得単位認定規程
	学生便覧（大学院）教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件
	福井医療大学大学院保健医療学研究科修士課程学位論文審査基準
5 学生の受け入れ	大学ウェブサイト 学生募集要項
	大学説明会実施状況
	高校進路説明会および模擬授業
	福井医療大学学納金納付規程
	福井医療大学入学者選考規程
	福井医療大学入学試験会議規程
	福井医療大学入学広報会議規程
	大学ホームページ閲覧分析
6 教員・教員組織	福井医療大学教員人事規程
	学校法人新田塚学園専任教員採用にかかる特例規定
	学生便覧 チューターの役割
	福井医療大学労働安全衛生規程
	福井医療大学労働安全衛生会議規程
7 学生支援	福井医療大学学生生活会議規程
	福井医療大学安全管理対策会議規程
	福井医療大学聴講生規程
	福井医療大学科目等履修生規程
	福井医療大学特別聴講派遣学生及び特別聴講学生規程
	学生便覧 奨学金制度
	機関要件確認申請書
	学生便覧 医療費補助
	福井医療大学学生健康診断規程
	健康管理マニュアル
	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策
	ハラスメント相談窓口案内
	学生便覧 就職・進学支援
キャリア支援実施状況	
8 教育研究等環境	学校法人新田塚学園情報セキュリティ基本方針
	福井医療大学ネットワークシステム利用規程
	福井医療大学図書館規程
	福井医療大学図書館運営会議規程
	学生便覧 図書館・情報処理室 利用方法
	メディアセンター利用者数一覧表
	福井医療大学における公的研究費の倫理・監査の実施方針
	福井医療大学における公的研究費管理・監査体制
	福井医療大学における公的研究費の内部監査に関する規程
	福井医療大学動物実験規程
9 社会連携・社会貢献	福井医療大学地域保健教育推進委員会規程
	大学ウェブサイト 公開講座
	F A A ふくいアカデミックアライアンス
	大学連携センター（Fスクエア）授業時間割
	講師派遣状況
	出前講座実施状況
	大学ウェブサイト 看護師特定行為研修

9 社会連携・社会貢献	福井医療大学特定行為研修管理委員会規程
	大学ウェブサイト センター教育
	福井医療大学図書館と福井県立図書館の相互協力に関する協定書
	災害時における相互協力等に関する協定書
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	大学ウェブサイト 諸規定集
	福井医療大学学長選任規定
	学校法人新田塚学園就業規則
	初級管理職登用規程
	学校法人新田塚学園事務組織分掌規定
	学校法人新田塚学園理事・監事一覧
	学校法人新田塚学園監事監査規則
10 大学運営・財務 (2) 財務	財務計算書類
	財産目録
	監事監査報告書
	会計監査報告書
その他	図 2-1 FD (SD 含む) 研修実施状況
	2021 財務計算書類
	2021 監事監査報告書
	2021 会計監査報告書

福井医療大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
2 内部質保証	2017～2020 自己点検・評価点検一覧
	改善・向上策の取り組み依頼
	2021 学生満足度調査結果（抜粋）
	FD・SD 研修会報告書
	大学ウェブサイト 年間行事
	2022 授業日程
	教員の養成に係る教育の質の向上に係る取り組み(案)
3 教育研究組織	新田塚医療福祉センター以外の実習先
4 教育課程・学習成果	OSCE：PT 臨床実習 I ADL 支援（運動器）
5 学生の受け入れ	入学試験実施細則
	2023 募集要項
	入学試験実施ガイドライン
	入学者選抜における出題に関する留意事項
7 学生支援	2022 学生便覧
	2022 新入生オリエンテーション日程表
	ご意見箱
	安全管理対策会議録（抜粋）
	学長との談話議事録
8 教育研究等環境	臨床を通じての研究活動
	倫理教育に関するシラバス
	教育研究等環境にかかる議事録
9 社会連携・社会貢献	社会連携・社会貢献の各種事業にかかる会議議事録
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	経理規程
	2020 年度予算、補正予算、決算に伴う理事会評議員会議事録
	研修会案内
	監事の職務執行状況
	内部監査報告書
10 大学運営・財務 (2) 財務	2016 年度貸借対照表
	資金収支予算決算総括表
	事業活動収支予算決算総括表
その他	収支予算書(2021-2023)
	認証評価財務資料資金収支予算決算総括表 2018-2023
	2022 年度第 3 回リハ学科会議議事録
	2022 年度第 3 回看護学科会議議事録
	2022 年度第 1 回 FD 会議議事録
	中間発表会審査の基準
	中間発表会評価判定
	2022 年度第 6 回教務会議議事録
	2022 年 9 月理学療法学専攻会議議事録
	2022 年 8 月作業療法学専攻会議議事録
	2022 年 ST 会議第 19 回議事録
	2022 年 8 月臨時看護学科会議議事録
	2021 年度第 4 回 FD 会議議事録
	2022 年度第 1 回学生生活会議議事録

その他	2022年度第1回学生生活支援会議議事録
	2021年度第2回国家試験対策会議議事録
	2022年度第1回就職支援会議議事録
	2022年度第2回就職支援会議議事録
	定員未充足の対応についての取組書類